

広島市条例第 23 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市映像文化ライブラリー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市映像文化ライブラリー条例の一部を改正する条例

広島市映像文化ライブラリー条例（昭和 57 年広島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「広島市中区基町 3 番 1 号」を「広島市南区松原町 9 番 1 号」に改める。

第 11 条を第 17 条とする。

第 10 条第 1 項中「映像文化ライブラリーの設備を使用しようとする者及び」を削り、「鑑賞しようとする者」の右に「及びホールを使用しようとする者」を加え、「使用又は鑑賞」を「鑑賞又は使用」に改め、同条第 2 項中「前納し」を「前項に規定する映画を鑑賞しようとする者にあつては前納し、ホールを使用しようとする者にあつては使用許可の際、支払わ」に改め、同条第 6 項中「使用料又は鑑賞料」を「鑑賞料又は使用料」に改め、同条第 7 項中「使用又は鑑賞」を「鑑賞又は使用」に、「使用料又は鑑賞料」を「鑑賞料又は使用料」に、「使用料の」を「鑑賞料の」に、

「鑑賞料の」を「使用料の」に改め、同条を第 16 条とする。

第 9 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) ホールの使用許可に関すること。

第 9 条を第 15 条とし、第 8 条を第 14 条とし、第 7 条を第 13 条とする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により映像文化ライブラリーの管理を指定管理者に行わせる場合における第 4 条及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第 12 条第 1 項の指定管理者」とする。

第 6 条を第 12 条とし、第 5 条を第 10 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(市の損害賠償責任)

第 11 条 本市は、第 8 条の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあつても、その賠償の責めを負わない。

第 4 条を第 6 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(目的外使用等の禁止)

第 7 条 第 4 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ホールを許可を受けた目的以外の目的に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは

退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号に規定する事態が発生したとき。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、ホールの使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

第3条の次に次の2条を加える。

(使用の許可)

第4条 映像文化ライブラリーのホール（以下「ホール」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、映像文化ライブラリーの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、第1条の目的以外の目的に使用する場合であつても、使用の用途が適当であると認めるときは、第1項の許可をすることができる。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) ホールを損傷するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「第 1 0 条」を「第 1 6 条」に改め、同表を別表第 1 とし、
同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 1 6 条関係）

区 分	単 位	金 額
ホール	3 時間まで	円 8 , 9 2 0
	3 時間を超える 1 時間 までごとに	2 , 9 7 0

備考 商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活動のために使用する場
合の金額は、この表により算定した額の 1 . 5 倍の額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、
公布の日から施行する。
- 2 指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条
例の施行前においても行うことができる。